

特別支援学校学習指導要領改訂の方向性（案）

- 1 学習指導要領改訂の方向性（案）
（5月23日 教育課程部会総則・評価特別部会 資料3-1）
- 2 小学校 総則の改善イメージ（たたき台）
（5月23日 教育課程部会総則・評価特別部会 資料3-2）
- 3 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 総則の改善イメージ（たたき台）

（参考）幼稚園教育要領総則と特別支援学校幼稚部教育要領総則

小学校学習指導要領総則、中学校学習指導要領総則と
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則

高等学校学習指導要領総則と特別支援学校高等部学習指導要領総則

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

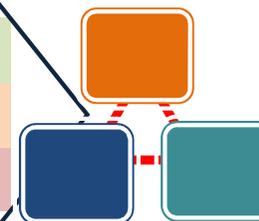
学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の力を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

深い学び
対話的な学び
主体的な学び



※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ（案）

何ができるようになるか

何が身に付いたか

第1 小学校教育の基本

第3.2 学習評価を通じた
学習指導の改善

個々の子供の発達を
どのように支援するか

何を学ぶか

どのように学ぶか

第2 教育課程の編成

第4 特別な配慮を
必要とする児
童への指導
第5.1 学校におけ
る学習活動
の基盤

第3.1 各教科等の指導
計画の作成と教育
課程の実施上の配
慮事項

実施するために何が必要か

第5.2 家庭・地域との連携

小学校学習指導要領の構成

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

第1章 総 則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を規定

- 第1 教育課程編成の一般方針**
- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
 - ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
 - ・道徳教育 ・体育 ・健康に関する指導

学校生活の核となる教育課程の意義

小学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

- 第2 内容の取扱いに関する共通の事項**
- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫
 - ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級

- 第3 授業時数の取扱い**
- ・年間の授業日数(週数)
 - ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
 - ・1単位時間の適切な設定
 - ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
 - ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項**
- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2学年を見通した指導
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・合科的・関連的な指導
 - 2 その他の配慮

- ・言語活動の充実
- ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・学級経営の充実、生徒指導の充実
- ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
- ・個に応じた指導の充実 ・障害のある児童への指導
- ・海外から帰国した児童等への適切な指導
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第2章 各 教 科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

- | | | | | | |
|-----|---|---|-----|---|---|
| 第1節 | 国 | 語 | 第6節 | 音 | 楽 |
| 第2節 | 社 | 会 | 第7節 | 図 | 画 |
| 第3節 | 算 | 数 | 第8節 | 家 | 庭 |
| 第4節 | 理 | 科 | 第9節 | 体 | 育 |
| 第5節 | 生 | 活 | | | |

第3章 特別の教科 道徳

※ 平成30年度より

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方に基づき、教育課程の意義について示す

総則

第1 小学校教育の基本

何ができるようになるか

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された教育の目的、目標

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導

3 小学校教育を通じて育成すべき資質・能力

- ・育成すべき資質・能力
- ・各教科等の目標との関係
- ・各教科等の目標の実現のために見方・考え方を働かせた学習活動を実現すること

4 カリキュラム・マネジメントの実現

- ・学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえつつ、教育課程を評価し改善

何を学ぶか

第2 教育課程の編成

1 教育課程の編成における共通の事項(授業時数、内容の取り扱い)

- ・年間の授業日数(週数)
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・複式学級

2 学校段階間の接続

- ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム
- ・小学校と中学校の接続と義務教育学校

3 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間との関係

4 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2学年を見通した指導
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導

第3 教育課程の実施と学習の評価

どのように学ぶか
何が身に付いたか

1 各教科等の指導計画の作成と教育課程の実施上の留意事項

(1)各教科等の指導計画の作成

- ・見方・考え方を働かせた学習指導の充実
- ・言語活動の充実
- ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用(※第2の3との関係整理)

関係を整理

(2)教育課程の実施上の留意事項

- ・個に応じた指導の充実
- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会(※キャリア教育との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第4 特別な配慮を必要とする児童への指導

個々の生徒の発達を
どのように支援するか

1 障害のある児童への指導

2 海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語指導

第5 学習活動の充実のための基盤

実施するために何が
必要か

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実と生徒指導
- ・キャリア教育の充実
- ・学校間の連携、交流

2 家庭・地域との連携

- ・家庭や地域との連携
- ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習
- ・高齢者などとの交流の機会

第6 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携

別表 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す。

総則

第1 小学部教育の基本

- 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された特別支援学校教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義
- 2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成
 - ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣、障害の状態等の実態への考慮
 - ・「豊かな心」 道徳科を要した道徳教育、豊かな情操の育成
 - ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
 - ・「調和的発達の基盤を培う」 自立活動の指導
- 3 小学部教育を通じて育成すべき資質・能力
 - ・小学校教育に準ずる
 - ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学部教育を通じて育成すべき資質・能力の三つの柱について
 - ・小学部教育を通じて育成すべき資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成すべき資質・能力との関係
 - ・各教科等の目標との関係
 - ・知的障害のある児童のための各教科等の目標との関係
 - ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性
- 4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現
 - ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
 - ・小学部教育を通じて育成すべき資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
 - ・教科や学部を超えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせる実施することの必要性
 - ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

何ができるようになるか(目標)

第2 教育課程の編成

- 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成
 - ・各学校において、育成すべき資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する
 - ・各学校において、学習指導要領を踏まえた教育内容(核となるカリキュラム)の明確化
 - ・各学校において、教育内容等を踏まえて指導計画(実施するカリキュラム)の作成
- 2 教育課程の編成における共通の事項(授業時数、内容の取扱い)
 - ・小学校に準じた総授業時数
 - ・総合的な学習の時間に当てる授業時数
 - ・自立活動の時間に当てる授業時数
 - ・年間の授業日数(週数)
 - ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
 - ・1単位時間の適切な設定
 - ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
 - ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
 - ・指導の順序の工夫
 - ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
 - ・知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定
 - ・同集団・異目標
- 3 学校段階間・学部間の接続
 - ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム(低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導等の工夫)
 - ・小学部と中学部、小学校と中学部の接続と義務教育学校(義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定)
- 4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間関係
- 5 調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導(知的障害のある子供の教科)

何を学ぶか(大きな全体計画)

- ・2学年を見通した指導
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・各教科等における指導内容の精選、基礎的・基本的な事項の重点化
- ・合科的・関連的な指導
- ・各教科を合わせた指導、各教科等を合わせた指導

どのように学ぶか、何が身に付いたか(実施、評価)

第3 教育課程の実施と学習の評価

1 各教科等の指導計画の作成と教育課程の実施上の留意事項

- (1) 各教科等の単元の指導計画の作成
 - ・各教科等の単元(各教科等の個々の指導事項)ごとに、主体的・対話的で深い学びを実現する指導計画を作成することの必要性
- (2) 特に重要となる学習活動の在り方
 - ・資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動(↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的な学びとの関連を記述)
- (3) 教育課程の実施上の留意事項
 - ・発展的な内容の指導と留意点
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)(※第2の3との関係整理)
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第4 個々の児童の発達を踏まえた指導

1 個々の児童の発達の支援

- ・学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導を充実すること
- ・各教科等の指導に当たり、児童が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること
- ・児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ・重複障害者等に関する教育課程の取扱い
- ・多様な教育課程で学ぶ児童の学び

第5 学習活動の充実のための基盤

1 学校の教育環境や体制

- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・学校間の連携、交流

2 家庭・地域との連携・協働

- ・家庭や地域との連携・協働
- ・家庭及び地域、関係機関との連携を図り個別的教育支援計画の作成、評価
- ・交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会
- ・指導のための教師間の協力、専門家の指導助言
- ・センター的機能、校内体制の整備、他校との連携、スクールクラスター

第6 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携

別表 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

個々の生徒の発達をどのように支援するか

実施するために何が必要か

幼稚園教育要領（平成 20 年告示）総則と特別支援学校幼稚部教育要領（平成 21 年告示）総則

幼稚園教育要領（平成 20 年告示）	特別支援学校幼稚部教育要領（平成 21 年告示）
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 幼稚園教育の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育の目的（学教法第 22 条） <p style="text-align: center;">※</p> <p>第 2 教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育の目標（学教法第 23 条） <p>第 3 <u>教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 幼稚部における教育の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育の目的（学教法第 72 条） <p><u>第 2 幼稚部における教育の目標</u></p> <p>第 3 教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚部教育の目標（<u>第 2 に示す目標</u>） <p style="text-align: center;">※</p>

_____ は、特別支援学校幼稚部教育要領に記述がない事項

~~~~~ は、特別支援学校幼稚部教育要領のみ記述されている事項

小学校学習指導要領（平成 20 年告示）及び中学校学習指導要領（平成 20 年告示）総則と特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 21 年告示）総則

| 小学校学習指導要領（平成 20 年告示）、中学校学習指導要領（平成 20 年告示）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 21 年告示）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 <u>教育課程編成の一般方針</u></p> <p>1 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、※、学力の 3 要素、言語活動の充実、児童（生徒）の学習習慣の確立</p> <p>2 道徳教育</p> <p>3 体育・健康に関する指導</p> <p style="text-align: right;">※</p> <p>第 2 節 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>1 すべての学校で取り扱わなければならない事項</p> <p>2 発展的内容の指導と留意点</p> <p>3 指導の順序の工夫</p> <p>4 （小学校）学年の目標及び内容の示し方</p> <p>5 <u>複式学級</u></p> <p>（中学校）<u>選択教科の履修</u></p> <p>（中学校）<u>選択教科の内容</u></p> <p>（中学校）<u>選択教科は各学校が適切に定める</u></p> <p style="text-align: right;">※</p> | <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 <u>教育目標</u></p> <p>第 2 節 <u>教育課程の編成</u></p> <p>第 1 節 一般方針</p> <p>1 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、<u>障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成</u>、学力の 3 要素、言語活動の充実、児童又は生徒の学習習慣の確立</p> <p>2 道徳教育</p> <p>3 体育・健康に関する指導</p> <p>4 <u>自立活動の指導</u></p> <p>第 2 節 内容等の取扱いに関する共通的事項</p> <p>1 すべての学校で取り扱わなければならない事項</p> <p>2 発展的内容の指導と留意点</p> <p>3 指導の順序の工夫</p> <p>4 学年の目標及び内容の示し方</p> <p style="text-align: right;">※</p> <p>5 <u>中学部（視覚、聴覚、肢体、病弱）の選択教科</u></p> <p>6 <u>知的障害者である生徒に対する教育を行う中学部における各教科等の履修</u></p> |

\_\_\_\_\_は、特別支援学校小学部中学部学習指導要領に記述がない事項

~~~~~は、特別支援学校小学部中学部学習指導要領のみ記述されている事項

| | |
|----------------------------------|--|
| ※ | 7 <u>知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定</u> |
| ※ | 8 <u>知的障害者である生徒に対する教育を行う中学部における選択教科の履修</u> |
| ※ | 9 <u>道徳科を要とした教育活動全体の道徳</u> |
| 第3 授業時数の取扱い | 第3 授業時数の取扱い |
| ※ | 1 <u>小学校、中学校に準じた総授業時数</u> |
| ※ | 2 <u>総合的な学習の時間に当てる授業時数</u> |
| ※ | 3 <u>自立活動の時間に当てる授業時数</u> |
| 1 年間の授業日数（週数） | 4 年間の授業日数（週数） |
| 2 児童会活動（生徒会活動）、クラブ活動、学校行事 | 5 児童会活動（生徒会活動）、クラブ活動、学校行事 |
| 3 1単位時間の適切な設定、
（中学校）短時間学習の留意点 | 6 1単位時間の適切な設定、
短時間学習の留意点 |
| 4 創意工夫を生かした弾力的な時間割 | 7 創意工夫を生かした弾力的な時間割 |
| 5 総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え | 8 総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え |
| 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 | 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 |
| 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画 | 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画 |
| (1) 各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的な指導 | (1) 各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的な指導 |
| (2) （小学校）2学年を見通した指導 | (2) （小学部）2学年を見通した指導 |
| (3) まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 | (3) まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 |
| (4) （小学校）合科的・関連的な指導 | (4) （小学部）合科的・関連的な指導 |
| ※ | (5) <u>個別の指導計画の作成、評価、改善</u> |

| | |
|----------------------------------|---|
| ※ | (6) <u>家庭、地域との連携、学校相互の連携、小学校・中学校との交流及び共同学習、地域の人々等と活動を共にする機会</u> |
| 2 その他の配慮事項 | 2 その他の配慮 |
| ※ | (1) <u>個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善</u> |
| ※ | (2) <u>重複障害者の指導のための教師間の協力、専門家の指導・助言</u> |
| (1) 言語活動の充実 | (3) 言語活動の充実 |
| (2) 体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習 | (4) 体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習 |
| (3) <u>(小学校) 学級経営の充実、生徒指導の充実</u> | (5) ※、生徒指導の充実、中学部における進路指導の充実 |
| (中学校) 計画的、組織的な進路指導 | (6) 小学部における学習課題等の選択、自らの将来について考える機会を設けるなどの工夫、 <u>中学部におけるガイダンス機能の充実</u> |
| (中学校) <u>ガイダンス機能の充実</u> | |
| (4) 児童（生徒）が見通しを立てたり振り返ったりする活動 | (7) 児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動 |
| (5) 学習課題の選択や自らの将来について考える機会 | ※ |
| (6) <u>個に応じた指導の充実</u> | ※ |
| (7) <u>障害のある児童への指導</u> | |
| (8) 海外から帰国した児童等への適切な指導 | (8) 海外から帰国した生徒等への適切な指導 |
| ※ | (9) <u>通学困難な児童生徒に対する教員の派遣を行う場合の指導方法や体制の工夫</u> |
| (9) コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、※ | (10) コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、 <u>障害の状態や特性等に即した教材・教具の工夫</u> |
| (10) 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 | (11) 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 |
| (11) 評価による指導の改善、学習意欲の向上 | (12) 評価による指導の改善、学習意欲の向上 |
| ※ | (13) <u>障害の状態に応じた保健及び安全に留意</u> |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">※</p> <p>(中学校) 部活動の意義や留意点</p> <p style="text-align: right;">※</p> | <p><u>(14) 家庭及び地域、関係機関との連携を図り個別の教育支援計画の作成</u></p> <p><u>(15) 部活動の意義や留意点</u></p> <p><u>(16) 地域における特別支援教育のセンターとしての役割、校内体制の整備と他校との連携</u></p> |
| <p><u>(12) 家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会</u></p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっての配慮</p> <p>(1) 道徳教育の全体計画、道徳教育推進教師、内容との関連、連携の方法</p> <p>(2) 指導内容の重点化、各学年段階の留意事項</p> <p>(3) 豊かな体験、いじめ防止や安全確保</p> <p>(4) 道徳教育の全体計画の公表、家庭や地域等の参加協力、相互連携</p> | <p style="text-align: right;">※</p> <p>3 道徳教育を進めるに当たっての配慮</p> <p>(1) 道徳教育の全体計画、道徳教育推進教師、内容との関連、連携の方法</p> <p>(2) 小学部の指導内容の重点化、各学年段階の留意事項</p> <p>(3) 小学部の豊かな体験、いじめ防止や安全確保</p> <p>(4) 中学部の指導内容の重点化、生き方、日本人の自覚</p> <p>(5) 中学部の豊かな体験、いじめ防止や安全確保</p> <p>(6) 道徳教育の全体計画の公表、家庭や地域等の参加協力、相互連携</p> |
| <p style="text-align: right;">※</p> | <p><u>第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い</u></p> <p><u>1 特に必要がある場合</u></p> <p><u>(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない</u></p> <p><u>(2) 前学年代替</u></p> <p><u>(3) 前学部代替</u></p> <p><u>(4) 特別支援学校（視覚、聴覚、肢体、病弱）の中学部の外国語科で外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れる</u></p> <p><u>(5) 幼稚部に一部代替</u></p> <p><u>2 特別支援学校（視覚、聴覚、肢体、病弱）</u></p> |

に就学する児童又は生徒のうち、知的代替。

この場合、小学部の児童は、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことが可。

また、中学部の生徒は、外国語科を設けないことが可。

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合、自立活動を主として指導。

4 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合、上記1から3に示すところによる。

5 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるもの。

高等学校学習指導要領（平成 21 年告示）総則と特別支援学校高等部学習指導要領（平成 21 年告示）総則

| 高等学校学習指導要領（平成 21 年告示） | 特別支援学校高等部学習指導要領（平成 21 年） |
|---|---|
| <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 款 <u>教育課程編成の一般方針</u></p> <p>1 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、※、学力の 3 要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立</p> <p>2 道徳教育</p> <p>3 体育・健康に関する指導</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>4 就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導</p> <p>第 2 款 各教科・科目及び単位数等</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>1 卒業までに履修させる単位数等</p> <p>2 各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等</p> <p>3 専門学科に開設される各教科・科目</p> | <p>第 1 章 総則</p> <p><u>第 1 節 教育目標</u></p> <p><u>第 2 節 教育課程の編成</u></p> <p>第 1 款 一般方針</p> <p>1 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、<u>障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成</u>、学力の 3 要素、言語活動の充実、児童又は生徒の学習習慣の確立</p> <p>2 道徳教育</p> <p>3 体育・健康に関する指導</p> <p><u>4 自立活動の指導</u></p> <p><u>5 就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導</u></p> <p>第 2 款 <u>特別支援学校（視覚、聴覚、肢体、病弱）における各教科・科目等の履修等</u></p> <p><u>第 1 各教科・科目及び単位数等</u></p> <p>1 卒業までに履修させる単位数</p> <p>2 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数</p> <p>3 主として専門学科において開設される各教科・科目</p> |

_____は、特別支援学校高等部学習指導要領に記述がない事項

_____は、特別支援学校高等部学習指導要領のみ記述されている事項

| | |
|--|--|
| <p>4 <u>学校設定教科、科目</u></p> <p style="text-align: center;">※</p> <p><u>第3款</u> 各教科・科目の履修等</p> <p>1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間</p> <p>(1) 標準単位数、減単</p> <p>(2) 総合的な学習の時間の単位数</p> <p>2 専門学科、<u>総合学科</u>における各教科・科目の履修等</p> <p>(1) 全ての生徒に履修させる単位数</p> <p>(2) 履修の代替</p> <p>(3) 総合的な学習の時間の履修、代替</p> <p>3 総合学科における各教科・科目の履修等</p> <p>(1) 産業社会と人間</p> <p>(2) 学年による教育課程の区分を設けない課程</p> <p><u>第4款</u> 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等</p> <p>1 全日課程、年間の授業週数の標準</p> <p>2 全日課程、週当たりの標準授業時数</p> <p>3 <u>定時制の課程における授業時数等を適切に定める</u></p> <p>4 ホームルーム活動の授業時数</p> <p>5 生徒会活動、学校行事、授業時数</p> | <p>4 <u>学校設定科目</u></p> <p>5 <u>学校設定教科</u></p> <p><u>第2</u> 各教科・科目の履修等</p> <p>1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間</p> <p>(1) 標準単位数、減単</p> <p>(2) 総合的な学習の時間の単位数</p> <p>2 専門学科、<u>※</u>における各教科・科目の履修等</p> <p>(1) 全ての生徒に履修させる単位数</p> <p>(2) 履修の代替</p> <p>(3) 職業教育を主とする学科における総合的な学習の時間の履修、代替</p> <p style="text-align: right;">※</p> <p style="text-align: right;">※</p> <p style="text-align: right;">※</p> <p><u>第3</u> 各教科、科目及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等</p> <p>1 年間の授業週数の標準</p> <p>2 週当たりの標準授業時数</p> <p style="text-align: right;">※</p> <p>3 ホームルーム活動の授業時数</p> <p>4 生徒会活動、学校行事、授業時数</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>6 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数減、一部を行わない</p> | <p>※</p> |
| <p>※</p> | <p>5 <u>各学年の自立活動の時間に充てる授業時数</u></p> |
| <p>7 1 単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点</p> | <p>6 1 単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点</p> |
| <p>8 総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え</p> | <p>7 総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え</p> |
| <p>※</p> | <p><u>第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等</u></p> |
| <p>※</p> | <p><u>第1 各教科等の履修</u></p> |
| <p></p> | <p>1 <u>卒業までに履修させる単位数等</u></p> |
| <p></p> | <p>2 <u>各学科に共通する各教科等</u></p> |
| <p></p> | <p>(1) <u>特に示す場合を除き、全ての生徒に履修</u></p> |
| <p></p> | <p>(2) <u>外国語科、情報科、必要に応じて設定</u></p> |
| <p></p> | <p>3 <u>主として専門学科において開設される各教科</u></p> |
| <p></p> | <p>(1) <u>家政、農業、工業、流通・サービス、福祉</u></p> |
| <p></p> | <p>(2) <u>専門教科をもって各教科の履修に替える</u></p> |
| <p></p> | <p>4 <u>学校設定教科</u></p> |
| <p>※</p> | <p><u>第2 各教科、道徳、及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等</u></p> |
| <p></p> | <p>1 <u>総授業時数の標準</u></p> |
| <p></p> | <p>2 <u>年間週数の標準</u></p> |
| <p></p> | <p>3 <u>専門学科の専門教科の授業時数</u></p> |
| <p></p> | <p>4 <u>ホームルーム活動の授業時数</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程
編成</p> <p>2 各教科・科目等の内容等の取扱い</p> <p>(1) 発展的内容の範囲</p> <p>(2) 指導の順序</p> <p>(3) 学期の区分に応じた単位ごとの分割</p> <p>(4) 基礎的・基本的な事項への重点等内容を適切に選択した指導
※</p> <p>3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導</p> <p>(2) 各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
※</p> <p>(3) 義務教育段階での学習内容の確実な定着</p> <p>(4) 道徳教育の全体計画の作成
※</p> | <p>5 <u>生徒会活動、学校行事の授業時数</u></p> <p>6 <u>総合的な学習の時間に充てる授業時数</u></p> <p>7 <u>各学年における自立活動の時間に充てる授業時数</u></p> <p>8 <u>1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点</u></p> <p>9 <u>総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え</u></p> <p>第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項</p> <p>1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成</p> <p>2 各教科・科目等の内容等の取扱い</p> <p>(1) 発展的内容の指導</p> <p>(2) 指導の順序</p> <p>(3) 学期の区分に応じた単位ごとの分割</p> <p>(4) 基礎的・基本的な事項への重点等内容を適切に選択した指導</p> <p>(5) <u>各教科の各段階に示す内容を基に具体的な指導内容の設定、各教科等を合わせた指導を行う場合には、各教科の各段階に示す内容を基に具体的な指導内容の設定、</u></p> <p>3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) 各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導</p> <p>(2) 各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫</p> <p>(3) <u>個別の指導計画の作成と評価、指導の改善</u></p> <p>(4) 義務教育段階での学習内容の確実な定着</p> <p>(5) 道徳教育の全体計画の作成</p> <p>(6) <u>家庭や地域社会との連携、学校相互の連携・交流、高等学校の生徒等との交流や共同学習、地域の人々等と活動を共にする機会</u></p> |
|---|--|

| | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 4 職業教育に関して配慮すべき事項 | 4 職業教育に関して配慮すべき事項 |
| (1) 普通科における配慮事項 | (1) 普通科における配慮事項 |
| (2) 専門学科における配慮事項 | (2) 専門学科における配慮事項 |
| (3) キャリア教育、進路指導等の充実 | (3) 進路指導等の充実 |
| (4) 職業学科における配慮事項 | (4) 職業に関する各教科・科目 |
| 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項 | 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項 |
| ※ | (1) <u>個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善等</u> |
| ※ | (2) <u>重複障害者への指導</u> |
| (1) 言語活動の充実 | (3) 言語活動の充実 |
| (2) <u>個々の生徒の特性等の伸張</u> | ※ |
| ※ | (4) <u>ガイダンス機能の充実</u> |
| (3) 生徒指導の充実 | (5) 生徒指導の充実 |
| (4) キャリア教育の推進 | (6) キャリア教育の推進 |
| (5) 生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動 | (7) 生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動 |
| (6) <u>個に応じた指導の充実</u> | ※ |
| (7) 学習の遅れがちな生徒などへの配慮 | (8) 学習の遅れがちな生徒などへの配慮 |
| (8) <u>障害のある生徒などへの配慮</u> | ※ |
| (9) 海外から帰国した生徒などへの適切な指導 | (9) 海外から帰国した生徒などへの適切な指導 |
| ※ | (10) <u>教員を派遣して教育を行う場合の指導方法・体制の工夫</u> |
| (10) 情報モラル、情報活用能力、※ | (11) 情報モラル、情報活用能力、教材・教具の適切な活用 |
| (11) 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 | (12) 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 |
| (12) 評価による指導の改善、学習意欲の向上 | (12) 評価による指導の改善、学習意欲の向上 |
| ※ | (14) <u>実験・実習に当たっての安全と保健への留意</u> |
| ※ | (15) <u>学校医等との連携、保健・安全への留意</u> |
| ※ | (16) 家庭や地域、関係機関との連携を図る個別の教育支援計画の作成 |

| | |
|---|--|
| <p>(13) 部活動の意義と留意点</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>(14) 家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会</p> <p><u>第6款</u> 単位の修得及び卒業の認定</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定</p> <p>(1) 各学校に定める指導計画に基づいて履修した各教科・科目の単位修得の認定</p> <p>(2) 各学校に定める指導計画に基づいて履修した総合的な学習の時間の単位修得の認定</p> <p>(3) 単位修得の認定の学期の区分</p> <p>2 卒業までに修得させる単位数</p> <p>3 各学年の課程の修了の認定</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">※</p> | <p>(17) 部活動の意義と留意点</p> <p>(18) <u>特別支援教育のセンターとしての役割等</u></p> <p style="text-align: center;">※</p> <p><u>第5款</u> 単位の修得及び卒業の認定</p> <p><u>第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する特別支援学校</u></p> <p>1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の習得の認定</p> <p>(1) 各学校に定める指導計画に基づいて履修した各教科・科目の単位修得の認定</p> <p>(2) 各学校に定める指導計画に基づいて履修した総合的な学習の時間の単位修得の認定</p> <p>(3) 単位修得の認定の学期の区分</p> <p>2 卒業までに習得させる単位数</p> <p>3 各学年の課程の修了の認定</p> <p><u>第2 知的障害者である生徒に対する特別支援学校</u>
<u>知的障害者である生徒の全課程の修了の認定</u></p> |
|---|--|

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

1 特に必要がある場合

(1) 各教科・科目の一部を取り扱わない

(2) 高等部の教科・科目を前学部代替

(3) 特別支援学校（視覚、聴覚、肢体、病弱）の外国語科を一部外国語活動に代替可

2 特別支援学校（視覚、聴覚、肢体、病弱）

に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者は、

(1) 各教科・科目を知的代替にできる、1 単位時間 50 分、35 単位時間を 1 単位とする

(2) 全て知的代替にできる

(3) 校長は高等部全課程の修了を認定

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合、

(1) 自立活動を主として指導

(2) 校長は高等部全課程の修了を認定

4 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合、

(1) 上記 1, 2 の(1)、(2)又は 3 の(1)による。

(2) 実情に応じて授業時数を適切に定める

(3) 校長は高等部全課程の修了を認定

5 療養中の生徒若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じた授業時数を適切に定めるもの。

| | |
|---|--|
| <p>第7款 通信制の課程における教育課程の特例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間 3 面接指導の授業の1単位時間 4 多様なメディアを利用した学習、免除する時間数 5 特別活動の指導 <p style="text-align: center;">※</p> | <p style="text-align: center;">※</p> <p>第7款 <u>専攻科</u></p> |
|---|--|